

人事訴訟事件の概況

—平成25年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成25年1月から12月までの1年間について、全国の家庭裁判所の人事訴訟事件の実情を取りまとめたものである。

なお、本資料の数値は司法統計に基づくものであり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、項目別割合は、原則として小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

(注) 本資料において、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。

目 次

1 新受事件について	
新受件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(資料1) 事件の種類別新受件数	
2 既済事件について	
(1) 既済件数について・・・・・・・・・・・・	2
(資料2) 事件の種類別既済件数	
(2) 附帯処分の申立て等の状況について・・・・・・・・	3
(資料3) 附帯処分の申立て等の状況	
3 既済事件の分析について	
(1) 終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・	5
(資料4) 終局区分別件数	
(2) 平均審理期間について・・・・・・・・・・・・	7
(資料5) 平均審理期間(月)	
(3) 家庭裁判所調査官の関与状況について・・・・・・・・	8
(資料6) 調査命令の有無別件数	
(4) 参与員の関与状況について・・・・・・・・・・・・	9
(資料7) 参与員の関与の有無別件数	

1 新受事件について

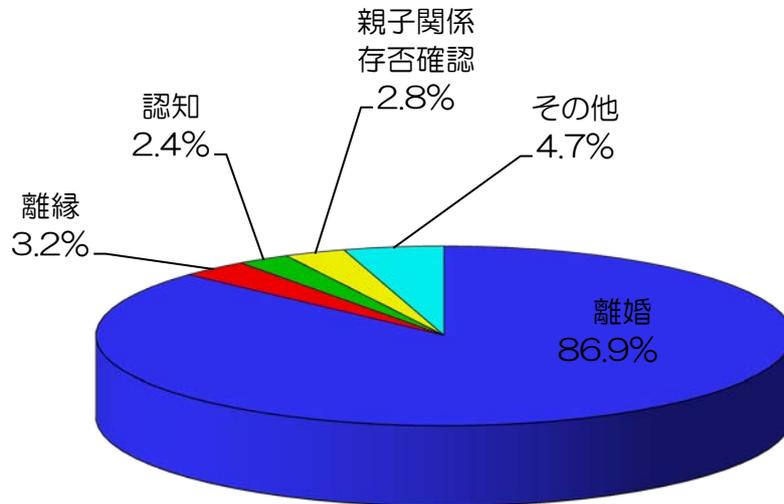
新受件数について（資料1）

- 全国の家庭裁判所においてこの1年間に新たに受理した人事訴訟事件は合計10,594件（前年は11,409件）であり、その86.9%（9,205件）が離婚訴訟事件となっている（前年は87.6%）。

（資料1） 事件の種類別新受件数

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
全国家裁	10,594	9,205	336	259	301	493

内訳別割合



2 既済事件について

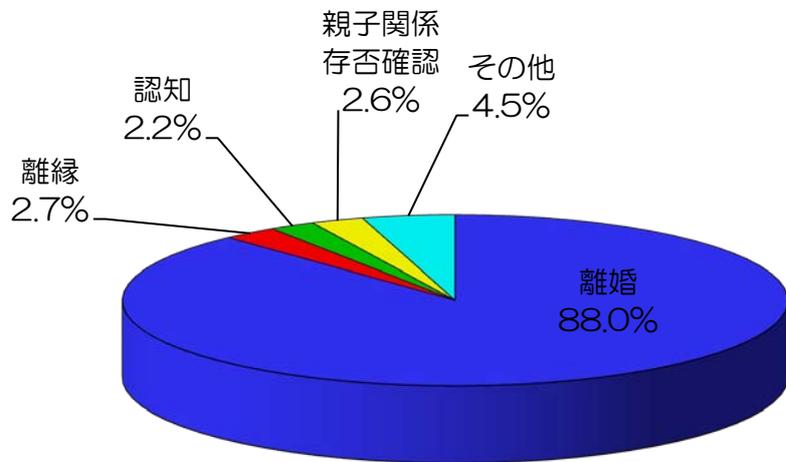
(1) 既済件数について（資料2）

○ 全国の家庭裁判所においてこの1年間に終局した人事訴訟事件は合計10,873件（前年は11,840件）であった。

（資料2） 事件の種類別既済件数

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
全国家裁	10,873	9,573	290	242	278	490

内訳別割合



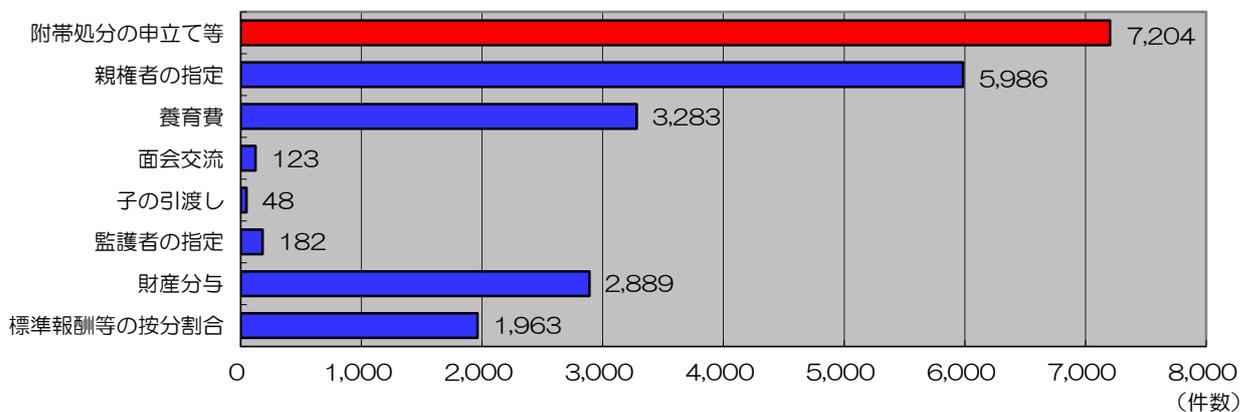
(2) 附帯処分の申立て等の状況について（資料3）

- この1年間に終局した人事訴訟事件10,873件のうち附帯処分の申立て等のあったものは7,204件（前年は7,919件）である。
- 附帯処分の申立て等の内容としては、「親権者の指定」が5,986件、「養育費」が3,283件、「財産分与」が2,889件と多い。

- ・ 附帯処分の申立て等とは、人事訴訟法32条1項の附帯処分の申立て及び終局時において親権者の指定（民法819条2項）をすべき子がいた場合をいう。

（資料3） 附帯処分の申立て等の状況

内 容	件 数 ※1	割 合 ※2
親権者の指定	5,986	83.1%
養育費	3,283	45.6%
面会交流	123	1.7%
子の引渡し	48	0.7%
監護者の指定	182	2.5%
財産分与	2,889	40.1%
標準報酬等の按分割合	1,963	27.2%



- ※1 平成25年1月から12月までに既済となった事件のうち附帯処分の申立て等があった7,204件を対象としている。1件で複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、合計は7,204件にならない。
- ※2 いずれの割合も、附帯処分の申立て等があった7,204件に対するものである。

3 既済事件の分析について

(1) 終局区分別件数について（資料4）

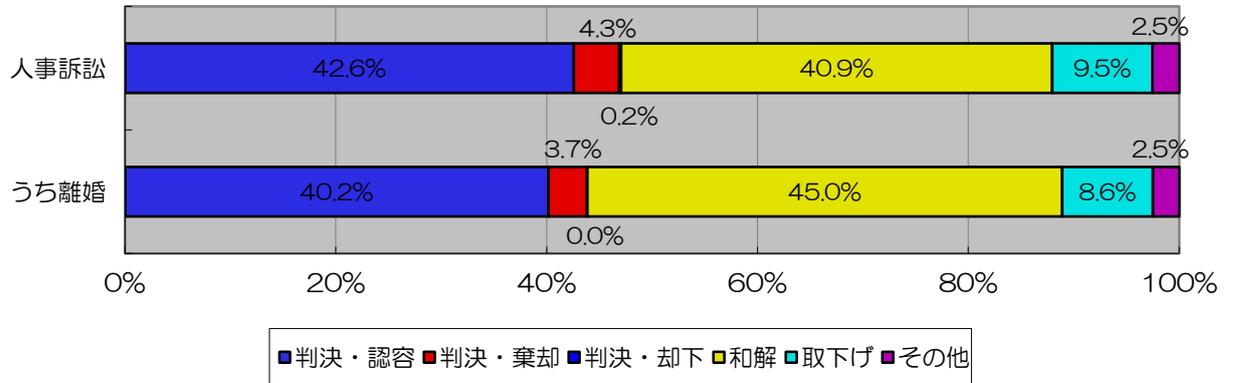
- 人事訴訟事件の終局区分別件数は、判決で終局したものが5,116件（47.1%）、判決以外で終局したものが5,757件（52.9%）であった。
- うち離婚訴訟事件についてみると、判決で終局したものが4,197件（43.8%）、判決以外で終局したものが5,376件（56.2%）であり、判決中、認容判決は91.6%（3,844件）、棄却判決は8.3%（350件）であった。離婚訴訟事件では、和解で終局する事件も多く、全体の45.0%（4,312件）を占めている。

- ・ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。
- ・ 離婚訴訟における和解は、確定判決と同一の効力を有する（人事訴訟法37条1項、民事訴訟法267条参照）。
- ・ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事事件手続法276条1項参照）。

（資料4） 終局区分別件数

	総数	判決				和解	取下げ	その他
		合計	認容	棄却	却下			
人事訴訟	10,873	5,116	4,628	470	18	4,447	1,033	277
うち離婚	9,573	4,197	3,844	350	3	4,312	825	239

終局内識別割合



※ 離婚訴訟事件における終局区分の「その他」239件には、移送105件のほか、認諾16件、放棄13件が含まれている（人事訴訟法37条1項参照）。

(2) 平均審理期間について（資料5）

- この1年間に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は11.3月（前年は11.2月）であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、15.0月（前年は15.0月）となっている。
- うち離婚訴訟事件については、平均審理期間は11.7月（前年は11.6月）であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、15.9月（前年は15.9月）となっている。

（資料5） 平均審理期間（月）

	既済事件平均審理期間		【参考】 未済事件 平均審理期間
		うち対席 かつ判決	
人事訴訟	11.3	15.0	8.9
うち離婚	11.7	15.9	

※1 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

※2 未済事件平均審理期間は、平成25年12月31日現在の未済事件である9,466件を対象としている。

(3) 家庭裁判所調査官の関与状況について（資料6）

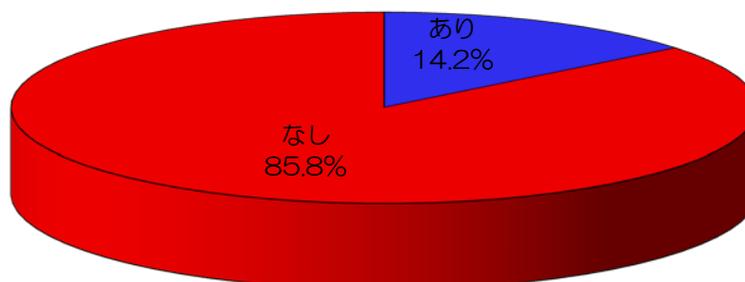
- この1年間に終局した人事訴訟事件10,873件のうち家庭裁判所調査官に対する調査命令があったものは897件（8.2%）であった。
- 当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚訴訟事件3,004件では、14.2%に当たる428件で調査命令があった。

- ・ 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条）。ここでいう調査命令とは家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられたものを指す。

（資料6） 調査命令の有無別件数

	合計	あり	なし
人事訴訟	10,873	897	9,976
うち離婚	9,573	893	8,680
うち対席かつ判決	3,004	428	2,576

離婚訴訟事件（対席かつ判決）における調査命令の有無別割合



※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

(4) 参与員の関与状況について（資料7）

○ この1年間に終局した人事訴訟事件10,873件のうちで参与員の関与があったものは404件（3.7%）であり、うち386件が離婚訴訟事件におけるものである。

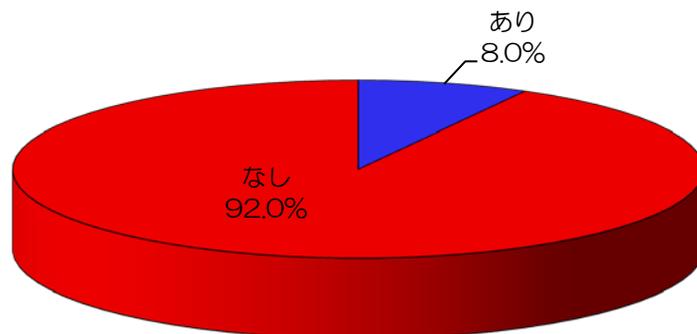
○ 当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚訴訟事件3,004件では、8.0%に当たる241件で参与員の関与があった。

- ・ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法9条1項）。

（資料7） 参与員の関与の有無別件数

	合計	あり	なし
人事訴訟	10,873	404	10,469
うち離婚	9,573	386	9,187
うち対席かつ判決	3,004	241	2,763

離婚訴訟事件（対席かつ判決）における
参与員関与の有無別割合



※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。